

# 公益財団法人みずほ農場教育財団奨学金給付規程

## 第一章 総則

### (目的)

第1条 この規程は公益財団法人みずほ農場教育財団（以下当財団という。）定款第4条1項に定める奨学金の給付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (奨学生となる資格)

第2条 母子家庭・父子家庭（ひとり親家庭）で経済的その他の事情により高等学校（高等専門学校3年課程以下を含む。以下同じ。）及び大学等（大学・短期大学（高等専門学校4年課程以上を含む。以下同じ。）・専門学校）の修学が困難であると認められる者。また小中学生で学習塾費用または通信教育費用（以下学習塾費用等）の捻出が困難と認められる者。

2 人物及び学業がともに優れて、品行方正な者。

※日本育英会その他の機関から奨学金の給付、または貸与を受けていても可。

### (奨学生および奨学金)

第3条 当財団から学資の給付を受ける者を奨学生と称し、給付する学資を奨学金と称する。

### (奨学金給付の目的)

第4条 奨学金は、奨学生が進学する高校、大学等（大学・短期大学・専門学校）の授業料その他学業に必要な費用、および小・中学生の学習塾費用等に充当する目的で給付する。

### (奨学金給付の額)

第5条	高等学校	月額	15,000円
	専門学校・短期大学	月額	30,000円
	大学	月額	30,000円
	小・中学生（学習塾等）	月額	15,000円

※奨学金は第15条に規程する場合を除き返還を要しない。

### (奨学金の給付期間)

第6条 奨学金の給付が受けられる期間は、正規の最短修業年限とする。

ただし学習塾費用等は小・中学の年限内における1年間（更新可）とする。

## 第二章 奨学生の採用および奨学金の給付

### (奨学生採用申請手続)

第7条 本財団の奨学金の給付を受けようとする者は、別に定める当財団奨学生願書に次に掲げる書類を添えて願出しなければならない。

- (1) 奨学生給付申請書
- (2) 学校長の推薦書
- (3) 保護者の所得証明書
- (4) 現在在学する学校の最終学年の学業成績証明書
- (5) その他当財団が必要と認める書類

※小・中学生は上記の(2)は不要

奨学金を志願する者は各種書類の提出をもって、当規程および個人情報保護規程に同意したものとする。

### (奨学生の採用)

第8条 奨学生の採用は申請のあった者の中から選考委員の選考を経て理事会が決定し、その結果を在学学校長を経由して本人に通知する。

- 2 奨学生に採用された者のうち、申込時点で受験生であり、申込後進学が決まったものは、前項の通知を受けた日から30日以内に在学を証明する書類を本財団に提出するものとする。

### (奨学金給付方法)

第9条 奨学金の給付は毎年度4月、7月、10月、1月の初旬に、各3ヶ月分を指定口座へ銀行振り込みにて行う。振込手数料は当財団負担とする。

## 第三章 奨学生の届出

### (奨学生の生活状況の報告)

第10条 奨学生は毎年度末に生活状況報告書と成績証明書を当財団に提出しなければならない。

### (奨学生の異動届)

第11条 奨学生が次の各号の一つに該当する場合は在学学(校)長を経て直ちに当財団に届けなければならない。

- (1) 休学、転学、留学または退学
- (2) 停学その他の処分
- (3) 氏名、住所その他の変更等

## 第四章 奨学金給付の打ち切りおよび返還

### (奨学生の転学または退学による奨学金の取り扱い)

第12条 奨学生が転学または退学した時は、奨学金の給付を打ち切る。ただし、転学した場合は在学学(校)長を経て奨学金の給付の継続を願い出た時はこの限りではない。

### (奨学金の休止および停止)

第13条 奨学生が留学または休学したときは次回の奨学金の給付を休止する。

2 学業不振、素行不良により指導上の必要がある場合は奨学金の給付を停止する。

※本条でいう「休止」とは給付時期を延期すること、「停止」とは一定期間の給付をしないことをいう。

### (奨学金の復活)

第14条 前条第2項の規程により奨学金の給付を停止された者が、その理由が消除され、在学学(校)長を経て奨学金給付の再支給を願い出た時は、奨学金を再支給することができる。

### (奨学金の打ち切りおよび返還)

第15条 奨学生が次の各号の一つに該当すると認められる場合、在学学(校)長の意見を徴して奨学金を打ち切ることができる。

- (1) 疾病による修学の見込みがない場合
- (2) 素行不良等への指導に改善がない場合
- (3) 刑事事件を起こした場合
- (4) 停学または退学処分を受けた場合
- (5) 虚偽申請
- (6) 第2条の給付資格を喪失した場合
- (7) 第10条、11条に定めた届出の履行を故意に怠った時
- (8) 第18条に定めた事項に該当する時

### (奨学金の辞退)

第16条 奨学生は、在学学(校)長を経て奨学金の給付の辞退を申し出ることができる。

### (奨学金の返納)

第17条 奨学生はいつでも交付された奨学金の一部または全部を本財団に返納することができる。

**(反社会的勢力の排除)**

第 18 条 以下の場合には本財団の奨学生となる事及び本財団の奨学金に申込みすることはできない。

- (1) 本人及び本人の 3 親等以内の親族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずるもの、またはその構成（以下称して「反社会的勢力」という）である者
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させようとする者

**第五章 補則**

**(細則)**

第 19 条 この規程の改廃は、理事会にて行う。

この規程の実施について必要な事項は「公益財団法人みずほ農場教育財団奨学生募集要項」「公益財団法人みずほ農場教育財団奨学生選考基準」として別途定める。

**附則**

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

**附則**

この規程は、平成 30 年 11 月 12 日から施行する。ただし、改正後の第 5 条の規程の奨学金の額については、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

**附則**

この規程は、平成 31 年 2 月 8 日から施行する。

**附則**

**(施行期日)**

1 この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**(経過措置)**

2 平成 30 年度において、すでに奨学金の給付を受けている高等学校、専門学校、短期大学及び大学に在籍する奨学生に対する奨学金の額については、奨学金の給付が終了するまでは、なお、従前の例による。